

タイ国籍法の一部改正 —タイ国籍法の変遷と無国籍者問題—

海外立法情報課 大友 有

【目次】

はじめに

I 国籍法制の変遷

- 1 近代国家の成立と国籍法の制定－保護民問題
- 2 第二次世界大戦前後の華僑政策を中心にした国籍法制
- 3 東西冷戦期におけるタイ国籍法制－ベトナム難民の国籍剥奪
- 4 インドシナ情勢の変化と国籍法制
- 5 無国籍者問題解決への関心と2008年国籍法改正

II タイにおける無国籍者問題

- 1 山地民
- 2 ベトナム難民
- 3 不法就労外国人の子どもたち

おわりに

はじめに

国境を越える人の移動が活発化しているグローバル社会において、外国人政策は、国家の安全保障の観点からも、また、人権保護の観点からも重要となっている。タイでは2008年に、国籍法（「仏暦2508年（西暦1965年）国籍法」）の一部が改正され、過去にタイ国籍を剥奪された者、タイ国籍を取得できなかった者への国籍付与が規定された。

東南アジア大陸部の中心に位置するタイに

は、古くから多くの移民が流入し、タイは多民族国家として形成されてきた。タイにおいて領域外からの移民が問題となったのは、国籍という概念が認識されるようになってからのことである。

近代以前から、タイには中国やインドからの移民、イスラム教徒などが流入し、19世紀後半から20世紀初頭のバンコクはすでに様々な民族が暮らす都市となっていた。その頃にはすでにタイ周縁の山岳地帯にはいくつもの少数民族が生活していたが、そこには「国境」という概念は存在していなかった。19世紀後半、イギリスとフランスを中心としたヨーロッパ諸国がアジアに進出するようになると、タイは近代国家として「国境」「領土」そして「誰がタイ人か」を意識させられることとなり、1913年に、最初の「国籍法」を制定するに至った。その後、タイにとって「誰をタイ人とするのか」という問題は、タイを取り巻く国際関係の中で模索し続ける重要な政策課題となったのである。

原則として、出生地主義⁽¹⁾を採るタイの国籍法は、合法的にタイに入国した移民のタイで生まれた子どもに対しては、タイ国籍を付与してきた。しかし、一方で、タイで生まれ、タイに居住しているにもかかわらず、無国籍の状態に置かれたままになっている人たちもいる。タイにおける無国籍者の問題は、タイの国籍法の変遷の過程で生じた問題でもある。

(1) 出生地主義とは、「子が、出生に際し、その出生地国の国籍を取得する主義」であり、すなわち、「国家が自国で生まれた子に、自国の国籍の取得を認める主義」。それに対して、血統主義とは、「子が、その出生に際し、親の血統に従って、親と同じ国籍を取得する主義」であり、すなわち、「国家が自国国民から生まれた子に、自国の国籍の取得を認める主義」である。父親の血統に従う場合を父系血統主義、母親の血統に従う場合を母系血統主義とよぶ。江川英文ほか『国籍法（新版）』有斐閣、1989、pp.55-85。参照。

タイに居住する無国籍者はいくつかの類型にわけることができる。第1は、「山地民」と呼ばれる山岳少数民族。第2は、内戦などの理由により近隣諸国から流入した難民のうち、特に、冷戦時代の反共産主義・親米政策を背景にタイ国籍を剥奪された元ベトナム難民とタイで生まれたその子孫たち。そして、第3は、近年、労働者として近隣諸国から大量に流入した移民労働者とその家族である⁽²⁾。

本稿では、国籍法制の狭間に発生した無国籍者の問題に着目しつつ、2008年改正に至るまでのタイ国籍法制の変遷を紹介する。

I 国籍法制の変遷

タイ国籍法は、ある時期を除き、出生地主義を原則として、血統主義と出生地主義を併用する制度を採用してきた。すなわち、「タイで生まれた者はタイ国籍を有する」という考え方が原則となっている。したがって、外国人であっても、合法的にタイに居住していれば、タイで生まれた子どもはタイ国籍を付与されるのが原則である。

しかし、先述のとおり、「誰をタイ人とするのか」は、タイを取り巻く国際関係を背景として、政策的な意図により決定され、それとともに国籍法は改正が繰り返されてきた。

1 近代国家の成立と国籍法の制定—保護民問題

19世紀後半から20世紀初頭にかけて、タイの周辺国がイギリスやフランスの保護国となる中、ラーマ6世⁽³⁾は、近代国家としての「タイ」を意識し、「タイ人」を対象として徴兵法や義務教育法を制定することで、タイ族としての民族意識と共同体への帰属意識を制度化した。これらの制度を実施するにあたり、タイ政府が「誰がタイ人なのか」を決めることを求められたことが、「国籍法」制定の背景の一つとなった。さらに、タイはこの時代、いわゆる「保護民問題」に直面していた。タイは1855年にイギリスと「友好通商条約」⁽⁴⁾を締結したのを皮切りに、西欧列強諸国に対し領事裁判権を認める条約を締結した。特に、1887年にフランス領インドシナ連邦を結成しタイ領への進出を画策していたフランスは、タイにおいて、ベトナム人やラオス人などのフランスの保護国からタイに流入した移民をフランスの保護民とするだけでなく、それ以外の国の者たちをも保護民としたことから、外見上、明らかにフランス保護国のベトナム人やラオス人ではない辮髪の中国人やさらにはタイ人までもがフランスの保護民となるという事態⁽⁵⁾が発生したのである。つまり、タイ政府は、国家としての法と秩序が国民から無視されうる状況に陥り、国家の支配の根本が揺らぐ危機に直面することとなったのである。

また、タイは、タイに住む華僑をタイ人として取り込む必要性に迫られていた。タイでは当

(2) タイにおける移民と外国人労働者については、大友有「タイにおける外国人労働者政策—政策の変遷と「仏暦2551年(2008年)外国人就労法—」『外国の立法』No.246, 2010.12, pp.125-138. を参考にされたい。

〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02460006.pdf>〉以下、インターネット情報はすべて2011年7月22日現在である。

(3) 在位1910年～1925年。

(4) 条約締結の際のイギリス全権使節 Sir John Bowring の名前から「ボーリング条約」と呼ばれる。

(5) タイにおける保護民問題については、飯島明子「タイにおける領事裁判権をめぐる—保護民問題の所在—」『東南アジア研究』14巻1号, 1976. 6, pp.71-98. に詳しい。

〈<http://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/55836/1/KJ00000133015.pdf>〉

時すでに、華僑がその経済力を基盤に活躍しており、タイ社会で重要な位置を占めていた。一方、当時の中国では、列強諸国の中国進出を背景に民族意識が高まりをみせ、1909年、血統主義に基づく国籍法が制定され、海外に住む華僑たちもまた中国国籍を得ることが可能となった。それと同時に、1911年に発生した辛亥革命により華僑たちの間でも中国への帰属意識が高まっていった。タイに住む華僑が中国への帰属意識を高め、中国国籍を得ることは、タイ社会に打撃を与えることになるため、タイ政府にとって華僑に「タイ人」の意識を持たせることは重要な課題となっていたのである。

このような背景から、タイは1911年に「国籍変更法」を制定し、国籍変更によるタイ国籍の取得を規定し、さらに、1913年にはタイで初めての「国籍法」が制定された。1952年に国籍法が制定され国籍法制が一本化するまで、タイでは、国籍に関する法律として、「国籍変更法」と「国籍法」の2編の法律が併存していた。

1913年国籍法では、タイ国籍を取得する者を次のように規定している。

〈1913年国籍法〉(下線は筆者による。以下同じ)

第3条 次のいずれかに該当する者は、タイ国籍を取得する。

(1) シャム⁽⁶⁾国内で出生したか否かにかか

わらず、父がタイ人である者

(2) 父の国籍が不明な場合、母がタイ人である者

(3) シャム国で出生した者

(4) 慣習法に基づきタイ人と婚姻関係にある外国人の女性

(5) 法律に基づきシャム国籍に変更した外国人

2 第二次世界大戦前後の華僑政策を中心にした国籍法制

1932年、立憲革命⁽⁷⁾を経験したタイでは、1938年、立憲革命の中心人物の一人であるピブーン・ソクラームが首相となり、ピブーン内閣が成立した。ピブーンは、立憲民主主義を確立し、タイ民族主義を実現するための政策⁽⁸⁾を推し進めた。ピブーンは、第二次世界大戦をはさんで2度にわたり政権⁽⁹⁾を担当したが、国際情勢の変化とともに、華僑政策を中心にした国籍法制を展開した。

(1) 立憲革命と国民形成の時代

1930年代、タイの華僑の間では、日本の侵略をうけ苦境にたつ中国に対する愛国心が非常に高まりをみせていた⁽¹⁰⁾。タイ民族主義の実現を目指すピブーン政権は、そのようなタイにお

(6) 1855年のポーリング条約以降1939年に発布された「ラッタニヨム第1号」において「タイ」に変更されるまで、タイはその正式な国名を「Siam (シャム)」と称した。

(7) 1932年6月24日、プリーディー・パノムヨンやピブーン・ソクラームらを中心とした人民党によるクーデターが発生。国王ラーマ7世に対し、立憲君主となることを求めた。6月27日、ラーマ7世が、プリーディーが起草した人民主権をうたった憲法に署名公布したことにより、無血革命が成功。これにより、タイは絶対王政から立憲君主制の国へと移行した。石井米雄、吉川利治編『タイの辞典』(東南アジアを知るシリーズ) 同朋舎出版、1993, p.164, p.357. 参照。

(8) 第一次ピブーン政権の政策は、タイ民族主義による政治統合とタイ人中心主義の経済ナショナリズムであり、また、タイ国民全体を対象とした愛国運動として、タイ国民の生活習慣から改革しようとする「ラッタニヨム(国民信条)運動」を展開した。これは、「民族の良き習慣としてタイの子孫の行動基準となるもの」である。ラッタニヨム運動については、村嶋英治「軍部支配と政治統合・タイ1932年革命期における」矢野暢編『東南アジアの政治』(講座 東南アジア学 第7巻) 弘文堂、1992, pp.81-101. を参照。

(9) 第一次ピブーン内閣は、1938年12月～1944年7月。第二次ピブーン内閣は、1948年4月～1957年9月。

(10) 1930年代、華字新聞は多いときで9紙にのぼり、中華学校は200校を数えた。

る華僑社会の状況を背景に、中国への帰属意識をもつ華僑を弾圧する一方で、タイに同化しようとする華僑は受け入れるという政策⁽¹¹⁾をとった。1939年の国籍変更法の改正により華僑1世のタイ国籍取得を可能とし、華僑のタイ化政策をはかったのである。タイ生まれではない華僑1世がタイ国籍を取得する条件として重視されたのは、中国への忠誠心を捨てること、そして、本心からタイ人になるという意思を持つこと、であった。さらに、タイ国籍を取得した華僑1世が男性の場合、その妻と子もタイ国籍となり、その子に対しては「タイ人として教育すること」が義務づけられた。

(2) 中国共産党への警戒感と華僑抑圧一血統主義の導入

1949年の中華人民共和国の成立と1950年の朝鮮戦争の勃発は、タイ政府の共産主義への警戒感を強めることにつながった。第二次世界大戦後、アメリカの同盟国となったタイは、反共産主義政策をとり、中国共産党への警戒感から、華僑に対する抑圧を強める政策にシフトしていった。1952年には、それまで国籍法と併存していた国籍変更法を廃止し、国籍法制を一本化した。1953年の国籍法(1952年法改正第2号)では、それまでの血統主義を併用した出生地主義から血統主義に変更し、国籍取得の条件も強化するなど、華僑に対する圧力を強めていったのである。

〈1952年 国籍法〉

第7条 次のいずれかに該当する者は出生によるタイ国籍を取得する。

(1) 出生地がタイ王国内であるかいなにかかわらず、父がタイ人である者

(2) 出生地がタイ王国内であるかいなにかかわらず、母がタイ人である者。ただし、法律上の父が不明な場合又は父が無国籍である場合に限る。

(3) タイ王国内で出生した者

〈1953年 国籍法(1952年法改正第2号)〉

第3条 出生によるタイ国籍の取得条項を次のとおり改正する。

(1) 出生地がタイ王国内であるかいなにかかわらず、父がタイ人である者

(2) 出生地がタイ王国の外で、母がタイ人である者。ただし、法律上の父が不明な場合、又は父が無国籍である場合に限る。

(3) タイ王国内で出生した者。ただし、母がタイ人である場合に限る。

(3) 対華僑政策緩和の時代

タイの国籍法において血統主義がとられたのは、ピブーン政権による華僑抑圧政策が行われていた時期の数年であった。その後、1955年のバンドン会議や周恩来の平和外交によってアジアの国際関係が緊張緩和の方向へ向かうと、ピブーン政権の対華僑政策も抑圧緩和の時代を迎えた。タイで初めての血統主義を採用した1953年国籍法(1952年法改正第2号)は、3年後の1956年には出生地主義を復活させ改正された。

〈1956年 国籍法(1952年法改正第3号)〉

第3条 出生によるタイ国籍の取得条項を次のとおり改正する。

(11) ピブーンの華僑政策は、華僑排斥よりもむしろ強制タイ化であった。それは、ピブーンがタイにおける中国系住民が果たす役割の重要性を認識していたためである。タイ国籍をもたないタイ華僑の弾圧としては、中華学校における中国語教育の制限や中華学校の廃止、抗日運動を展開する華僑の国外追放、タイ国籍を持たない華僑の職業や居住地の制限などを実施した。村嶋英治「タイにおける華僑・華人問題」『アジア太平洋討究』(早稲田大学)第4号, 2002, pp.33-47. 参照。

〈http://dSPACE.wul.waseda.ac.jp/dSPACE/bitstream/2065/13047/1/AjiaTai_heiyo_04_00_003_Murashima.pdf〉

- (1) 出生地がタイ王国内であるかいかにかかわらず、父がタイ人である者
- (2) 出生地がタイ王国の外で、母がタイ人である者。ただし、法律上の父が不明な場合又は父が無国籍である場合に限る。
- (3) タイ王国内で出生した者

この改正に伴い、タイ人への帰化条件も緩和されている。

3 東西冷戦期におけるタイ国籍法制—ベトナム難民の国籍剥奪

(1) 国家の安全保障と国籍

東西冷戦期、1960年に始まったベトナム戦争やインドシナ半島の共産化を背景に、タイとアメリカとの軍事的協力関係が拡大⁽¹²⁾、タイの国籍法にはインドシナ半島の緊張した国際情勢が色濃く反映されることとなった。共産化への警戒感から国家の安全保障の重要性を前面に打ち出す国籍法へと変化していったのである。

1960年国籍法（1952年法改正第4号）では、スパイ予防を理由として、婚姻によりタイ国籍を取得した外国人女性の国籍剥奪を可能とする条項を、さらに、国家の安全保障に利益がある場合、出生によりタイ国籍を取得した者の国籍剥奪を可能とする条項を盛り込んでいる。

1965年には、改正を重ねた1952年国籍法を整理するため、1965年国籍法を制定し、国家の安全保障を目的として出生地主義に制限を加える条項を盛り込んでいる。

〈1960年 国籍法（1952年法改正第4号）〉

第6条 この法律の施行日にかかわらず、婚姻によりタイ国籍を取得した外国人の女性については、次のいずれかに該当する場合、タイ国籍を剥奪することができる。

- (1) 婚姻において、重大な事実の隠蔽又は虚偽申告があったとき。
- (2) 国家の安全保障若しくは国益又は国家の権利若しくは権威にかかわる何らかの行為があったとき。
- (3) 公共の福祉又は発展を脅かす何らかの行為があったとき。

第7条 国家の安寧又は国益の保護に相当である場合には、出生によりタイ国籍を取得した者の国籍を剥奪することができる。ただし、父が外国人、又は法律上の父が不明であり、かつ、母が外国人の場合において、父又は母が次のいずれかに該当するときに限る。

- (1) 特例措置としてタイ王国内に居住が認められている場合
- (2) 一時的な入国滞在を許可されている場合
- (3) 入国管理法にもとづく許可を得ずに入国している場合

〈1965年 国籍法〉

第8条 タイ王国内で出生した者で父及び母が外国人である者は、タイ国籍を取得することができない。ただし、出生時に父又は母が次のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 外交代表団の長又は外交代表団の係官
- (2) 領事代表団の長又は領事代表団の係官
- (3) 国際機関の職員又は専門家
- (4) 外国から入国し、(1)、(2)及び(3)に該当する者と同居し、その者の扶養の下にある家族構成員若しくは親族又は使用人

(2) 国家の安全保障とベトナム難民の国籍剥奪
このように、東西冷戦とインドシナ半島の共産化という国際情勢を背景に、タイの国籍法は、

(12) タイとアメリカの軍事的協力関係は、すでに1950年代から始まっており、タイ国内の米軍基地は空軍基地と軍港をあわせて8か所に上り、1968年には5万人のアメリカ軍人が駐留していた。1950年10月には、タイ・米軍事援助協定が調印され、1954年には、SEATO（東南アジア条約機構）がバンコクに本部を置き設立された。

国籍取得の保障という人権よりも国家の安全保障を優先する内容へと変化を遂げていった。この時代、最も重要で、かつ、その後も問題を残すこととなる国籍法の変更が、1972年の「革命団布告第337号⁽¹³⁾」である。

ベトナム戦争の激化により、タイには近隣の共産主義諸国から多くの難民が流入していた⁽¹⁴⁾。1963年から10年間軍事独裁政権を築いていたタノム・キティカチョン⁽¹⁵⁾は、共産主義諸国からの難民の流入により、国家の安全保障が脅かされるとし、1972年、「革命団布告第337号」を発令した。これにより、ベトナム難民や一部の山地民の国籍を遡及的に剥奪し、タイで生まれたその子の代以降にも出生による国籍取得は不可能となったのである。その結果、多くの無国籍者が生まれ、その後も長い間、無国籍者の問題を残すこととなった。

〈1972年 革命団布告第337号〉

入国管理法に基づかず、又は一時的若しくは特別に入国を許可され、入国している外国人を父又は母としてタイ王国内で出生した者は、タイ国民であっても、タイ王国に対する忠誠を欠くと考えられることから、国家の安全保障を保障するため、これらの者がこれ以上タイ国籍を取得又は保持することを許さないことが適当である。

第1条 タイ王国内で出生した者であって、

父が外国人である者、又は母が外国人で法律上の父が不明であり、かつ、出生時に父又は母が次のいずれかに該当する者については、その国籍を剥奪する。

- (1) 個別の特例措置としてタイ王国内に居住を認められている場合
- (2) 一時的な入国滞在を許可されている場合
- (3) 入国管理法に基づく許可を得ずに入国滞在している場合

4 インドシナ情勢の変化と国籍法制

1980年代後半になり、インドシナ情勢が安定への道に進むようになると、タイの国籍制度も、それまでの国家の安全保障重視から人権保護の方向へと変化をみせることとなった。1988年、チャーチャーイ政権⁽¹⁶⁾になると、タイのインドシナ外交政策は「インドシナを戦場から市場へ」と大きく転換し、これと同時に、1972年の革命団布告第337号により国籍を剥奪されたベトナム難民の問題は解決すべき問題として意識されるようになった。

一方、1985年の女子差別撤廃条約の批准を皮切りに、タイはそれまで批准していなかった国際人権諸条約の批准を進めるようになった。

これらの変化は、国籍法の改正につながり、1965年国籍法を改正した1992年国籍法(1965年法改正第2号及び1965年法改正第3号)⁽¹⁷⁾が

(13) 革命団布告 (ประกาศของคณะปฏิวัติ) とは、クーデター直後の無憲法期において、政治的支配集団「革命団 (คณะปฏิวัติ)」が「革命団首領 (หัวหน้าคณะปฏิวัติ)」の名のもとに発した布告。合法的な立法手続を経ずに発布される布告に過ぎないが、法律と同等かそれ以上の効力を有する。最初の革命団布告は、1958年10月20日のクーデターにより政権を掌握したサリット・タナラットにより発せられた。サリットは、1959年1月28日の「タイ王国統治憲章」発布まで約3か月間に57の布告を発し、その後、1971年11月17日のクーデターで強権的支配体制を敷いたタノム・キティカチョンは1972年12月13日までの約13か月間に364の布告を発した。革命団布告の機能については、矢野暢「タイにおける「革命団布告」の政治機能—73年「10月政変」の背景についての一考察—」『東南アジア研究』12巻4号、1975.3, pp.419-435. に詳しい。

〈<http://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/55788/1/KJ00000132739.pdf>〉

(14) 大友 前掲注(2), p.125.

(15) 第一次タノム政権は、1958年1月～10月。第二次タノム政権は、1963年12月～1973年10月。

(16) チャーチャーイ政権は、1988年8月～1991年2月。

(17) 1992年国籍法(1965年法改正第3号)は、二重国籍者のタイ国籍喪失について規定する。

公布された。

1992年国籍法では、革命団布告第337号の廃止、また、男女平等の観点から、それまでとられてきた父系血統主義の廃止が定められた。

しかし、1960年国籍法で規定され、革命団布告第337号第1項にも引き継がれた国籍剥奪の可能性についての規定は、剥奪の対象者を「両親がともに外国人で、いずれかの親が3つの要件のいずれかに該当する場合」と改正されたものの、依然として残されたままであった。

〈1992年国籍法（1965年法改正第2号）〉

第3条 革命団布告第337号を廃止する。

第4条 出生によるタイ国籍の取得条項を次のとおり改正する。

(1) 出生地がタイ王国内であるか否かにかかわらず、父又は母がタイ人である者

(2) タイ王国内で出生した者

第5条 第7条の2として次の規定を加える。

タイ王国内で出生した者で、父及び母が外国人である者は、出生時に、法律上の父若しくは母と法律上の婚姻関係のない父、又は母が次のいずれかに該当する場合、タイ国籍を取得できない。

(1) 個別の特例措置としてタイ王国内に居住を許可されている場合

(2) 一時的な入国滞在を許可されている場合

(3) 入国管理法に基づく許可を得ずに入国している場合

大臣は、必要と認める場合は、第1項に規定する者に対し、内閣の定める規定に従い個別の事情を考慮し、タイ国籍を付与することができる。

タイ王国で出生し、第1項によりタイ国籍を取得することができない者は、入国管

理による許可なくタイ王国に入国居住する者とみなす。ただし、特別の定めがある場合はこの限りでない。

5 無国籍者問題解決への関心と2008年国籍法改正

このように、タイでは、人権保護が重視されるようになり、タイ政治史上最も民主的な憲法といわれた1997年憲法⁽¹⁸⁾においても人権保護が重要な柱の一つとされた。また、無国籍者が増加することによる国家の安全保障の観点からも無国籍者問題への関心が高まりをみせるようになった。

1992年国籍法（1965年法改正第2号及び1965年法改正第3号）が制定されたことにより、両親のいずれかがタイ人であれば、無国籍者の国籍取得が可能となり、さらに、ベトナム難民の場合、両親がベトナム人の場合でも、内務大臣による特別な配慮により、2、3世に国籍付与の道が開かれることとなった。しかし、革命団布告第337号により国籍を剥奪されたベトナム難民への国籍付与の手続は遅々として進まなかった。

この問題は、2004年に起きたある事件により、一般社会からも注目されるようになった。それは、同年5月、国立大学医学部を受験した受験生が、タイ国籍を持っていないことを理由に不合格とされた事件である。タイでは、国立大学医学部を卒業した者は、国家公務員となるのが義務付けられるため、タイ国籍が必要となる。当該受験生の父は不明で、母はタイで出生したベトナム難民2世で、1972年の革命団布告第337号によりタイ国籍を剥奪されたが、数年前にタイ国籍を回復していた。当該学生本人は、外国人としてタイへの国籍変更申請手続

(18) 1992年5月に発生した民主化運動以降、国民の間で憲法改正に対する要求が高まり、1997年に公布された憲法。人権保護、選挙制度改革、政治プロセスの監視制度が同憲法の重要な要素となっている。国民の代表により構成された憲法起草議会において起草作業が行われたことから、タイで最も民主的な憲法と評価される。

の最中であった。この事件は、新聞等のマスコミで大きく取り上げられ、当該受験生が優秀な生徒であったこともあり、不合格に対する不満の世論が高まり、タイの一般国民の無国籍者問題への関心呼び覚ますきっかけとなった。最終的には、当該学生は外国人がタイ国籍を付与される国籍変更申請ではなく、タイで出生したことを根拠に、住民登録による国籍取得として国籍を取得し、無事、希望の医学部への進学を果たした。

このようなベトナム難民の無国籍問題の解決を促進するために、2008年国籍法（1965年法改正第4号）では、革命団布告第337号に基づき、国籍を剥奪された者、国籍を取得できなかった者、1992年国籍法第7条の2によって国籍を取得できなかった者に対し、国籍取得の道を開くこと、また、国籍の付与・剥奪等に関する審査手続を明確にするために、国籍審査のための委員会を設置することが定められた。

〈2008年国籍法（1965年改正第4号）〉

第23条 出生によりタイ国籍を取得していた者で革命団布告第337号により国籍を剥奪された者、タイで出生した者で革命団布告第337号によりタイ国籍を取得できなかった者並びに本法の施行以前に出生し、1992年国籍法（1965年法改正第2号）第7条の2に基づきタイ国籍を取得することができなかった者及びその子は、住民登録に基づきタイ王国内に居住し、素行が善良な者又は社会及び国家に貢献する者に限り、本法の施行の日より後、タイ国籍を取得することができるものとする。

II タイにおける無国籍者問題

これまで見てきたように、タイの国籍法制は、タイのおかれた国際情勢を背景として、政策的意図により変更が加えられ、その変遷の過程では、それまでタイ国籍であった者が無国籍者となるという問題が生まれた。2008年の法改正は、そのような無国籍者問題の解決を促すためのものであった。しかし、法制度の整備が進んでも、タイの無国籍者問題が解決したとは言い難い。本章では残された無国籍者問題を検討する。

1 山地民

ここで「山地民」とは、タイと隣国との国境をまたいで生活する山岳少数民族¹⁹⁾を指す。山地民に無国籍者が存在する背景には、山地民に対する「登録制度」の煩雑さと、非効率な行政、そして山地民に対する蔑視といった複数の要因が重なり合っている。

山地民の無国籍問題を検討する前提として、住民登録制度を知っておく必要がある。タイでは、1956年から住民登録制度を導入し、世帯ごとに住居登録票（タビアン・バーン）が付与されることとなった。これ以降、タイ人は子の出生に際し、出生証明書を提出することでその子を住民登録し、その子は、出生による国籍を取得することとなった。この住民登録に基づき、15歳以上のタイ人には、国民携行証（バッド・プラチャーチョン）が交付されることとなっている。

山地民の場合、役所のある町から遠く離れた国境地帯に住んでいるために登録に行くことができないという理由や、そもそも行政に関する

19) タイには、タイ・カダイ語族、チベット・ビルマ語族、モン・クメール語族、モン・ミエン語族、マラヨ・ポリネシア語族の5つの語族に属する民族が少数民族として生活しているが、タイ政府は、そのうちのタイ北部と西部に住む10の少数民族について、公式に「山地民 (ชาวเขา)」として認めている。すなわち、アカ族、モン族、ティン族、カレン族、クム族、ラフ族、リス族、ルア族、ミエン族、ムラブリ族である。

情報が行き渡らないなどの理由で、一部国籍取得の要件とされている住民登録をしていない者が多く、そのためにタイで出生してもタイ国籍が付与されないという無国籍の山地民が多く存在することとなった。そこで、政府は、1969年から山地民登録という新しい制度を導入し、山地民に対しては、タイ国籍保持者に交付される国民携行証や永住外国人に対し交付される「外国人携帯証」とも異なる、タイ人ではない山地民としての身分証が交付されるようになった。これは、1960年代から1970年代にかけて、タイ北部の山岳地帯が都市部から森に入ったタイ共産党の拠点となり政府側と衝突を繰り返していたため、山岳地帯の状況に詳しい山地民とタイ共産党が手を組むことを恐れた政府は山地民登録をすすめ、山地民の把握に努める必要がでてきたからであった。しかし、タイ政府は、異なる制度での山地民登録と国籍認定の手続を繰り返し、そのたびごとに異なる種類の「身分証」を発行してきたために、山地民の国籍認定手続は煩雑なものとなっていったのである。

タイ北部チェンマイ県メーアイ郡を舞台とする「メーアイ国籍剥奪事件」は、タイ政府による、山地民に対する首尾一貫しない国籍認定政策と、山地民に対する差別や蔑視により山地民が国籍を剥奪された事件として知られている。

事件の内容は次のとおりである。

2002年2月5日、内務省がタイ北部メーアイ郡役所に対し、不正による国籍取得を理由に、メーアイ郡タートーン区に登録されている367通の住居登録票の抹消を命じ、1,243人⁽²⁰⁾の住民の国籍が抹消された⁽²¹⁾。これに対し、国籍を抹消された住民たちが処分の取消を求め、行政裁判所⁽²²⁾に提訴した。内務省の主張は、原告は、もともとタイ国籍を持たない外国人であり、住居登録に名前を追加記載することによりタイ国籍を取得することはできないというものであった。これに対し、原告は、自分たちが住居登録に名前を追加記載することで国籍を取得できる「タイ人」であること、また、住居登録からの名前の抹消について、内務省側からの事前の説明がなく、抗弁の機会が与えられなかったことは行政手続法違反であると主張した。2004年4月28日、チェンマイ行政裁判所は、住民たちに事前に十分な告知をせず国籍を抹消したことは行政手続法に違反することを理由に住居登録からの削除は違法と判決。内務省は上訴したが、2005年9月8日、最高行政裁判所は一審判決支持の判決を下した。結果として、国籍を剥奪された住民は勝訴したが、判決は手続法上の違反を理由としたものであり、住民たちを「タイ人」として認めるものではなかった。国籍を

(20) 住居登録票は、ひとつの住所につき一通作成されるため、登録票の数とそこに登録されている人数は一致しない。

(21) メーアイ郡タートーン区で初めて住民登録が行われたのは1964年であった。ミャンマー領のムアン・ヨンとタートーンとの間を行き来して生活していたタイ・ヤイ族の住民は、1969年、ミャンマー軍がムアン・ヨンを占領したことから、生活の拠点をタートーンに戻っていた。1976年、タイ政府はミャンマーから流入する移民管理を目的に、ミャンマー国籍離郷者証（「桃色カード」）の交付を開始した。住民の多くはタイ人ではないことを示す「桃色カード」ではなく、住民登録手続による国民携行証の交付を申請したが、その際、多くの住民が役人から賄賂を要求され、意思に反して「桃色カード」を取得し、その結果、住民たちは違法入国者として仮住居登録に名前が記載されることとなった。その後、山地民の国籍認定を進める内務省の政策により、住民は住居登録への追加記載による国籍認定を申請し、1999年から2001年にかけて住居登録票の修正が行われタイ国籍を取得した。内務省はこの住居登録修正手続において不正があったとして、住民の国籍を剥奪したのである。しかし、内務省は具体的な不正の証拠をもっておらず、同じ住居登録票に登録されている家族の構成員のなかで国籍を剥奪された者と剥奪されていない者が出るなど、国籍剥奪の合理的で明確な理由は存在していなかった。

(22) タイでは、行政訴訟については行政裁判所が管轄し、二審制をとっている。

剥奪された住民たちは、郡の外に出るために役所の許可が必要となり生活の自由を奪われ、さらには就業就学の機会を奪われるなどの影響を受けた。タイでは、この事件の背景には「山地民」への差別や蔑視があるとの指摘がなされている²³⁾。

2 ベトナム難民

国籍法の変遷においても触れたように、ベトナム難民とその子孫に対する国籍付与の問題は、冷戦期のタイ国籍法制において、非常に重要なテーマであった。反共を掲げるタイ政府の政策により、タイで出生したにもかかわらず、タイ国籍を剥奪されたベトナム人は、革命団布告第 337 号が発布されてから 20 年後に廃止されたのちも、国籍付与手続きが進まずに、多くの不利益を被っている。この問題については、2008 年の国籍法改正により、法制のうえでは問題解決の方向に向かっているといえるであろう。

3 不法就労外国人の子どもたち

近年、タイで不法就労する労働者の家族、特にミャンマー人不法就労者のタイで出生した子どもたちが無国籍となるケースが増加している。親が入国管理法上違法に入国しているため、タイで出生した子どもに対しては、タイ国籍は付与されない。さらに、その子どもたちは、事実上親の母国の国籍も持っていないという状態におかれているのが、この問題である。

タイ政府は、このような子どもたちの増加は、将来的に国家の安全保障を脅かすものと考え、

国籍のない子どもに対しても就学の機会を与えるなどの政策をとっているが、具体的な受入れ体制や手続きが未整備のままとなっており、実際の就学事情は好ましい状態とはいえない。これは、国家の安全保障の問題であると同時に、子どもの人権にかかわる問題であり、タイ政府が今後、取り組むべき重要課題の一つであろう。

また、この問題は、山地民やベトナム難民の子孫の無国籍の問題のように、法制度や行政の不手際といったものが要因となっているものは異なり、それらの二つの問題とは切り離して考えるべき問題であろう。

おわりに

時代とともに変容をとげてきたタイの国籍法制は、国家の安全保障を重視する考え方から国家の安全保障と人権保障とのバランスを考える方向に向かっているといえる。国際情勢とともに変化し続ける国籍法制の狭間で国籍を失った人々の問題は、法律上は解決の方向に向かっているといえるだろう。しかし、2008 年の改正法は、それを確実にするための方策が必要なことも示している。

一方で、グローバル化のなか、東南アジア地域も新たな人の移動という大きなうねりのなかにある。東南アジア大陸部、すなわち、メコン地域諸国を牽引するタイは、そのうねりのただなかにあるといってもよいだろう。本稿で触れたミャンマーから流入した不法就労者の子どもたちの問題は、国籍法の観点だけで解決できる

²³⁾ タイにおける山地民の権利保障の問題については次の資料に詳しい。

Prepared by the Network of Indigenous Peoples in Thailand (NIPT) in collaboration with the Asia Indigenous Peoples Pact (AIPP) and the International Work Group for Indigenous Affairs (IWGIA), *Report on the Situation of Human Rights and Fundamental Rights of Indigenous Peoples in Thailand*, Submitted to Prof. James Anaya, United Nations Special Rapporteur on the Situation of Human Rights and Fundamental Freedoms of Indigenous People, Presented on 19 January 2010, Chiang Mai, Thailand. <<http://www.aippnet.org/pdf/Thai%20IPs%20submission%20to%20the%20Special%20Rapporteur%202010.pdf>>

問題ではない。タイ政府も、国家安全保障上の問題として認識しており、タイ政府の外国人労働者政策もかかわる深刻な問題である。今後のタイにおける外国人労働者政策とともに、注目される課題となるであろう。

参考文献（注に記述した文献を除く）

- ・ 赤木攻「タイ国の「国境」画定—近代的主権国家の成立過程」矢野暢編『東南アジアの国際関係』（講座 東南アジア学 第9巻）弘文堂, 1991, pp.125-140.
- ・ 玉田芳史「タイのナショナリズムと国民形成—戦前期ピブーン政権を手がかりとして—」『東南アジア研究』34巻1号, 1996.6, pp.127-150.
- ・ 同「タイにおける外国人の政治的権利」河原祐馬・植村和秀編『外国人参政権問題の国際比較』昭和堂, 2006, pp.190-221.
- ・ 野津隆志「タイにおける外国人児童の学校不就学の要因—サムットサーコーン県におけるミャンマー系児童の事例より—」『年報タイ研究』No.10, 2010, pp.1-16.
- ・ Committee on the Elimination of Discrimination Against Women, United Nations, *Consideration of Reports Submitted by States Parties Under Article 18 of the Convention on the Elimination of All*

Forms of Discrimination Against Women, Second and Third Periodic Reports of States Parties, Thailand, 1997.

- ・ ปิ่นแก้ว อุณแก้ว, *คนไร้รัฐ ไร้สัญชาติในรัฐไทย* (ピンゲーオ・ウンゲーオ『国を失った人 タイにおける無国籍者』)、Thailand: Winyuchon Publication House, 2007.
- ・ ดร. พันธุ์ทิพย์ กาญจนะจิตรา สายสุนทร, *กฎหมายสัญชาติไทย หลักกฎหมายที่เปลี่ยนแปลง* (パンティップ・カーンチャナジットラー・サーイストン『タイ国籍法 変遷する法』)、Thailand: Winyuchon Publication House, 1993, pp.25-30.
- ・ สำนักงานสภาพความมั่นคงแห่งชาติ, *ยุทธศาสตร์ความมั่นคงชายแดน พ.ศ.๒๕๔๘-๒๕๕๓* (国家安全保障会議『国境安全保障戦略 2005年—2006年』)、2004.
- ・ สำนักงานสภาพความมั่นคงแห่งชาติ, *ยุทธศาสตร์การจัดการปัญหาสถานะและสิทธิของบุคคล* (国家安全保障会議『個人の地位と権利に関する問題解決に関する戦略』)、2005. (<http://www.nsc.go.th/index.php?option=com_content&task=view&id=571&Itemid=63>)

(おおとも なお)